

# 「地域手当」は一部国家公務員 だけの問題ではない！？

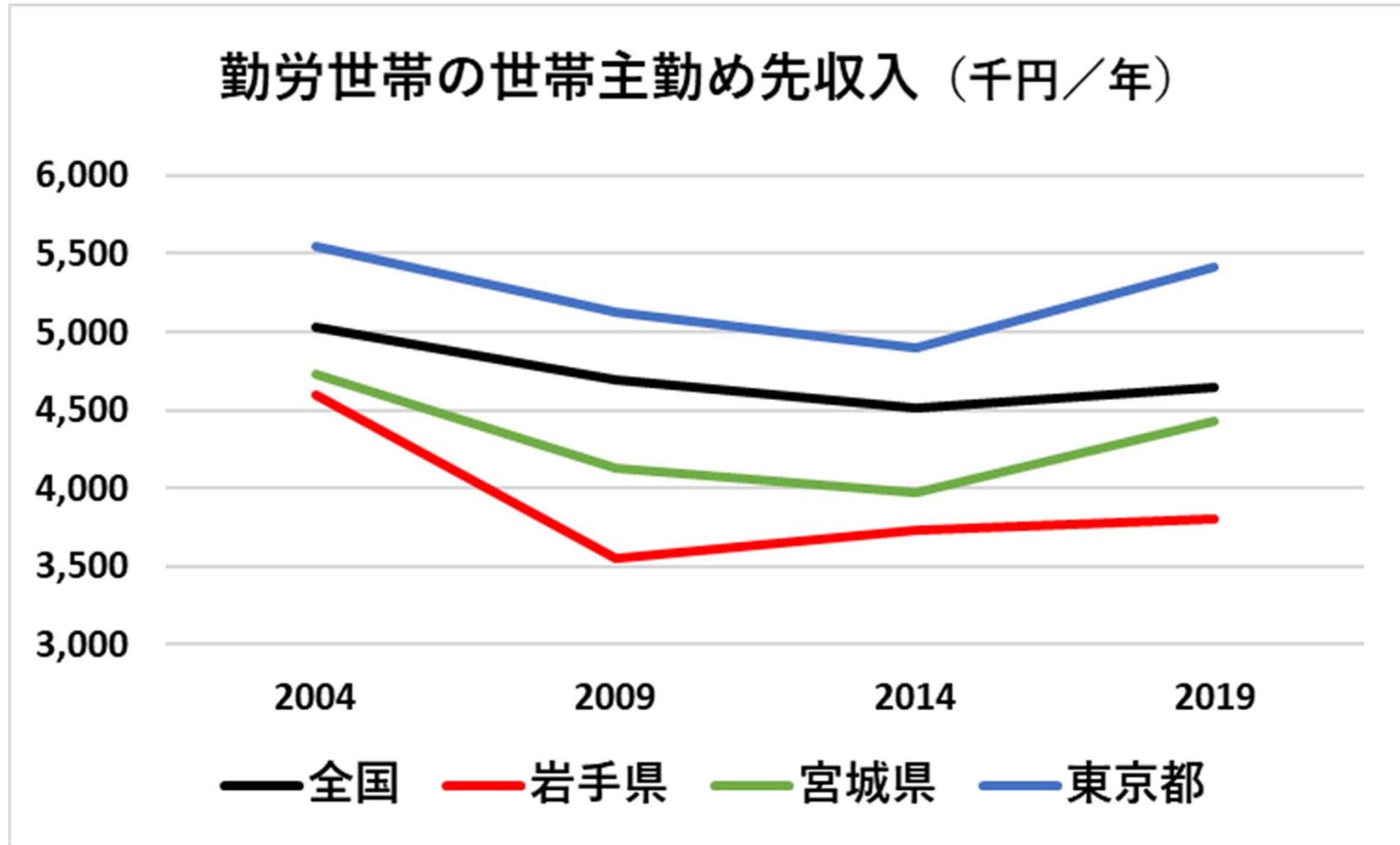
井上博夫

(岩手大学名誉教授 財政学)

## 地域間賃金格差

世帯主の勤め先収入で比較すると・・・

2004年～2009年に格差が拡大（特に岩手県）



(出所) 「全国家計構造調査」より作成。

# 2005年人事院勧告による国家公務員給与引き下げと「地域手当」導入

## 2004年12月閣議決定「今後の行政改革の方針」 地域における国家公務員給与の在り方の見直し

2005  
年  
人  
事  
院  
勧  
告

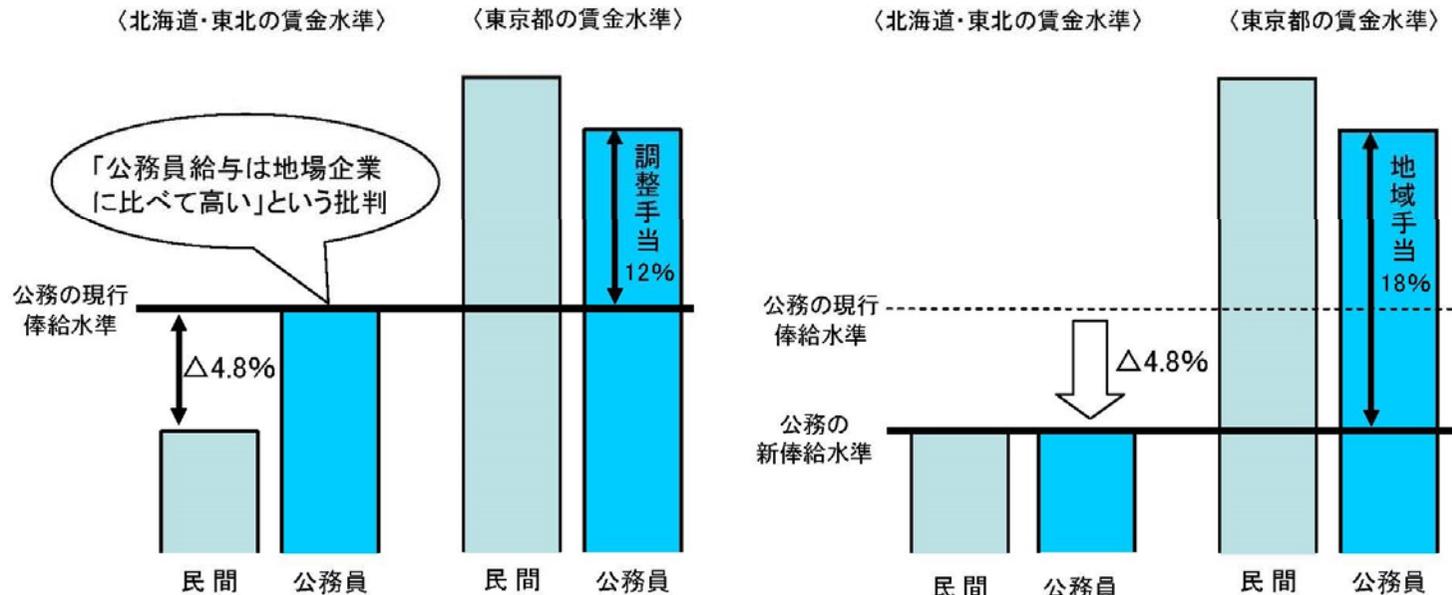
### 2-① 公務員給与に地場賃金を反映させるための地域間配分の見直し

民間賃金の地域差をより公務員給与に反映させるため、次のような措置を講じます。

- ① 民間賃金の低い地域を考慮して俸給表水準を全体として平均4.8%程度引き下げます。
- ② 民間賃金が高い地域には3%～最高18%(現在12%)の地域手当を支給します。
- ③ 転勤のある民間事業所の賃金水準との均衡を考慮して、広域にわたる異動を行う職員に対し、異動後3年間、異動距離に応じ3%(60km以上300km未満)又は6%(300km以上)の広域異動手当を支給します。

現 行

見直し後



## 4：地域最低賃金と地域格差の連関 国家公務員給与

国家公務員地域手当（2023年現在）で宮城（仙台市を除く）・岩手は東京より20%低い給与

主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給

(支給額)  
 (俸給+俸給の特別調整額+専門スタッフ職調整手当+扶養手当)  
 の月額×支給割合

級地	主な支給地域	支給割合
1級地	東京都特別区	20/100
2級地	大阪市、横浜市	16/100
3級地	さいたま市、千葉市、名古屋市	15/100
4級地	神戸市	12/100
5級地	水戸市、大津市、京都市、奈良市、広島市、福岡市	10/100
6級地	仙台市、宇都宮市、甲府市、岐阜市、静岡市、津市、和歌山市、高松市	6/100
7級地	札幌市、前橋市、新潟市、富山市、金沢市、福井市、長野市、岡山市、徳島市、長崎市	3/100

地域手当支給地域等に6箇月を超えて在勤した職員が支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域等に異動した場合、異動の日から2年間、1年目は異動の日の前日に在勤していた地域等に係る支給割合、2年目は1年目の支給割合に80/100を乗じて得た支給割合による地域手当を支給(異動保障)

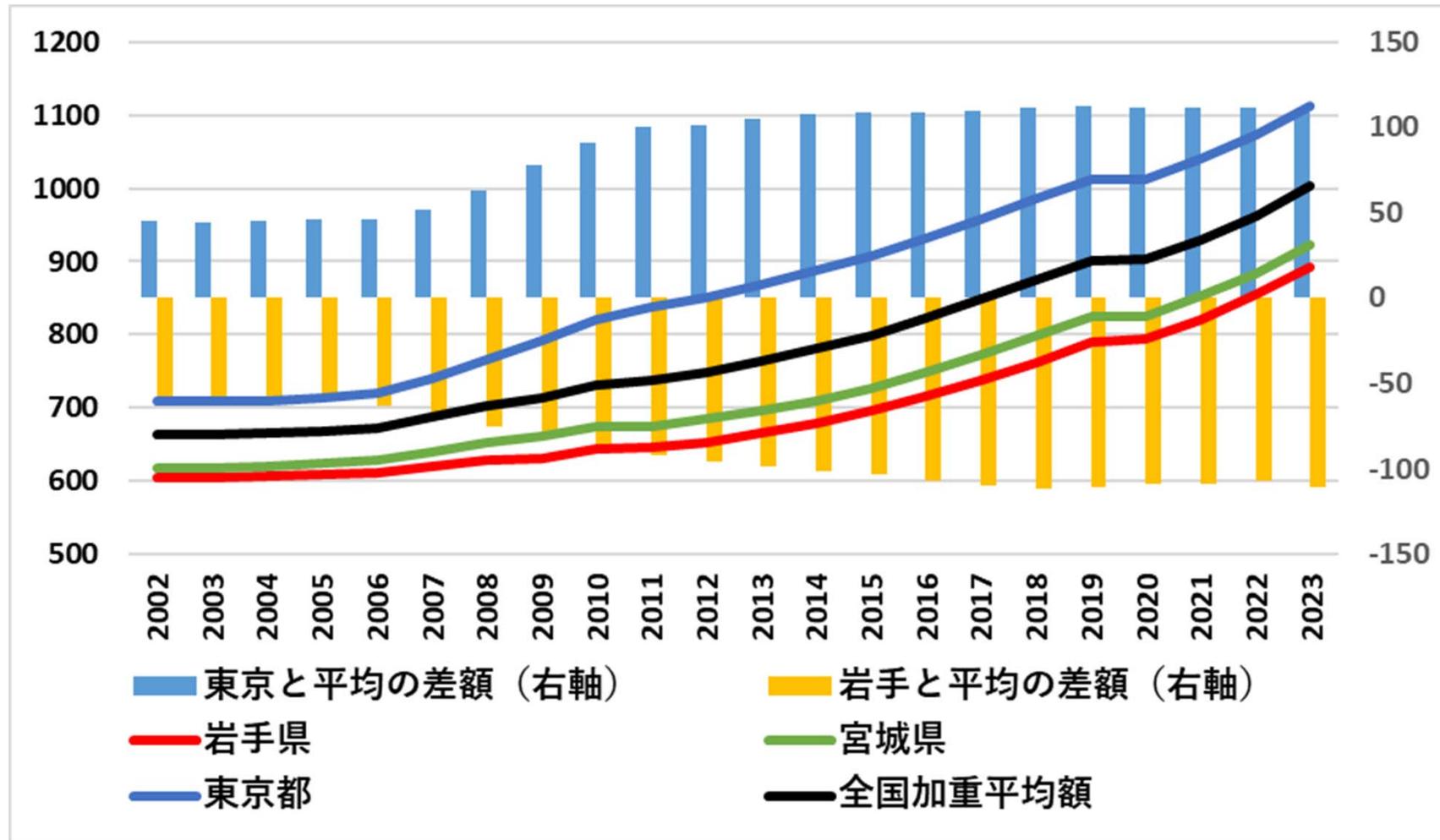
(出所) 人事院「国家公務員の諸手当の概要」2023年

# 地域最低賃金の地域格差

## 地域別最低賃金の推移

2006年から地域格差が広がった

単位：円



(出所) 厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」より作成。

## 地方公務員給与にも国家に準じた地域格差

2004.12閣議決定「今後の行政改革の方針」

- 地方公務員給与在り方見直し  
(地域の民間給与の状況をよりの的確に反映)

2005.3総務省「新地方行革指針」

- 2005～2009年度までの「集中改革プラン」を公表すること

2006.3岩手県「新地方行革指針に基づく集中改革プランについて」

- 県・県内市町村のプラン策定・実施状況を公表

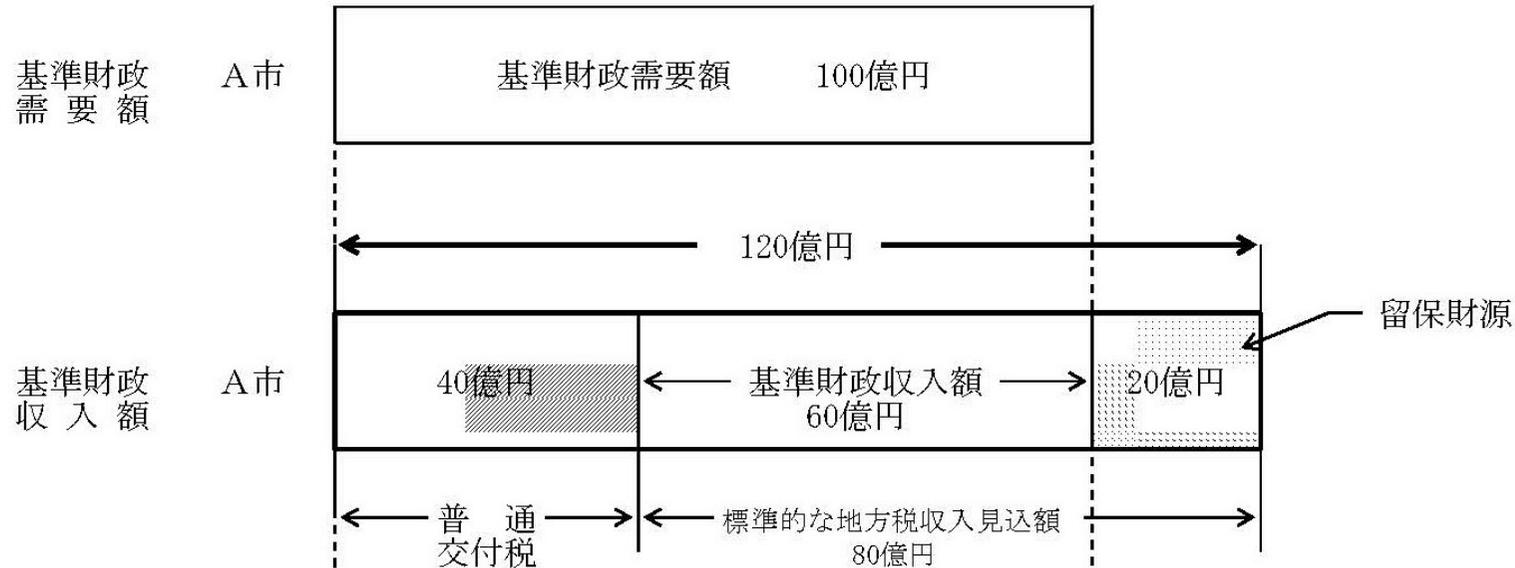
2006年度地方交付税～ 「地域手当」の級地による地域区分を基準財政需要額の補正に新設導入

地方交付税法に基づく「普通交付税に関する省令」で市町村の級地区分を規定

# 地方交付税にも「地域手当」分を反映

地方交付税算定のための基準財政需要額補正係数に「地域手当」を組み込み

## 普通交付税の仕組み



$$\boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

(測定単位1当たり費用) (警察職員数、65歳以上人口など) (段階補正、寒冷補正など)  
※「2 単位費用」参照 ※「(3) 算定項目と測定単位」参照 ※「3 補正係数」参照

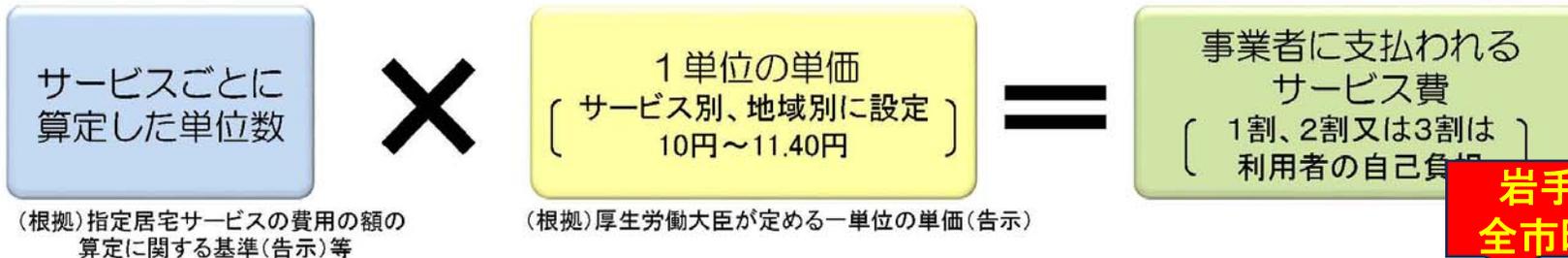
(出所) 総務省HP掲載資料より

# 介護報酬も地域格差が固定化

## 介護報酬について

- 介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。(介護保険法第41条第4項等)
- 利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価を設定している。
- 各市町村に適用される級地(地域区分)は、公平性・客観性を担保する観点から、公務員(国家・地方)の地域手当の設定がある地域は、原則として当該地域手当の区分に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、一部特例を設けている。

### ■介護報酬の基本的な算定方法

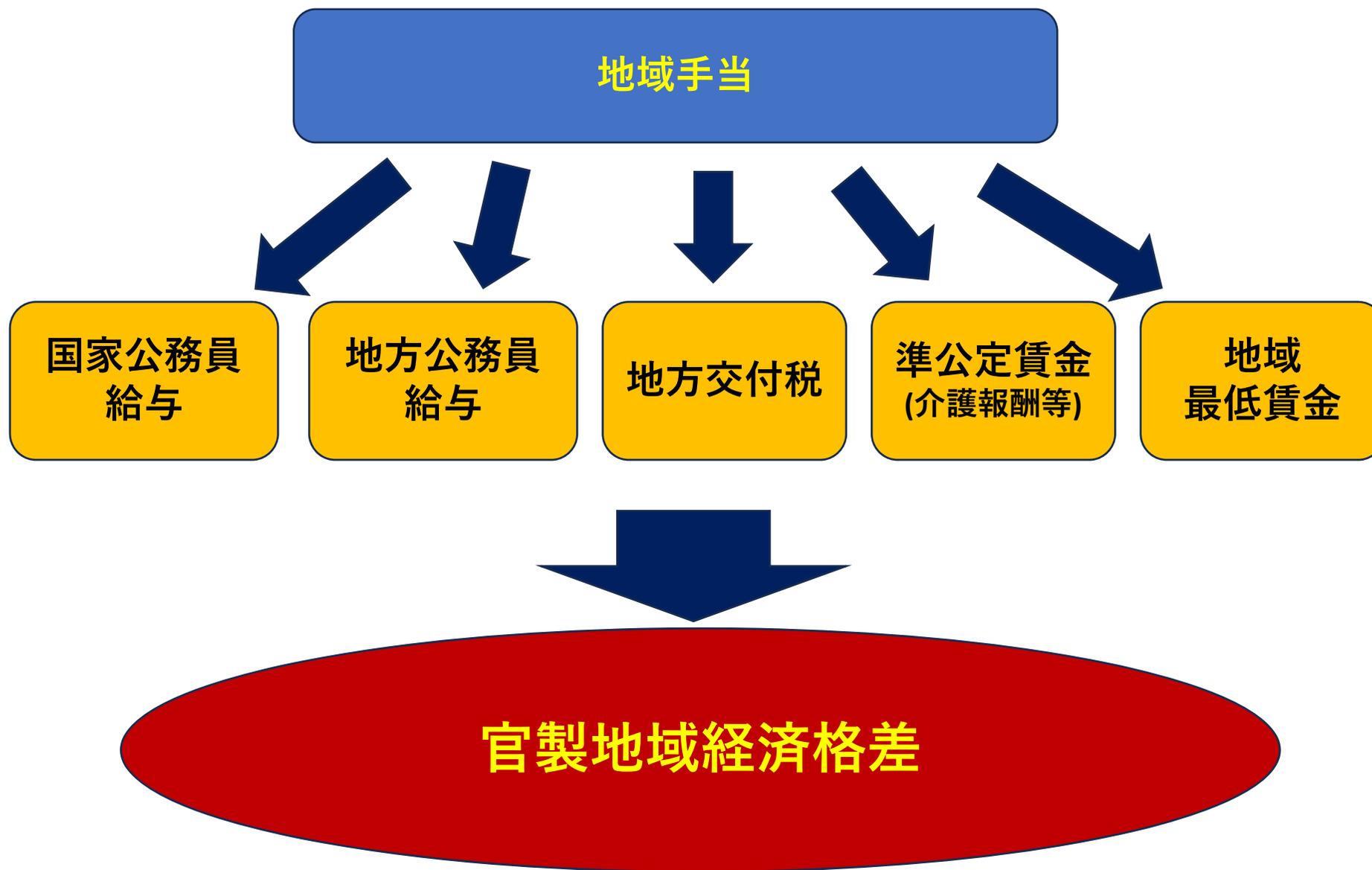


### ■1単位の単価(サービス別、地域別に設定)

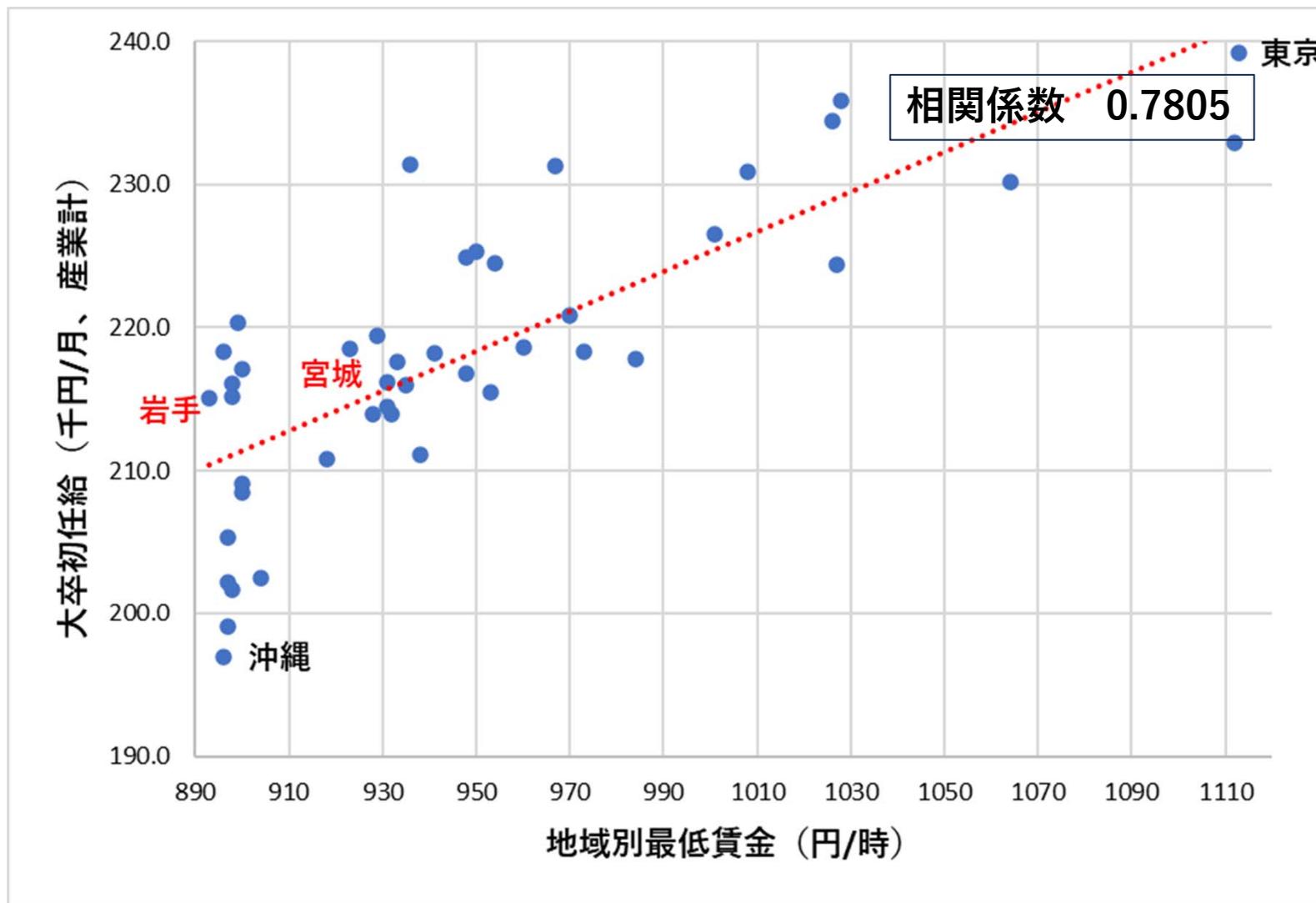
		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	①70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	②55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	③45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

- ①訪問介護/訪問入浴介護/訪問看護/居宅介護支援/定期巡回・随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護  
 ②訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/短期入所生活介護  
 ③通所介護/短期入所療養介護/特定施設入居者生活介護/認知症対応型共同生活介護/介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護療養型医療施設  
 介護医療院/地域密着型特定施設入居者生活介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護/地域密着型通所介護

「地域手当」 = 政府によって作られた経済格差？



## 地域最低賃金と大卒初任給

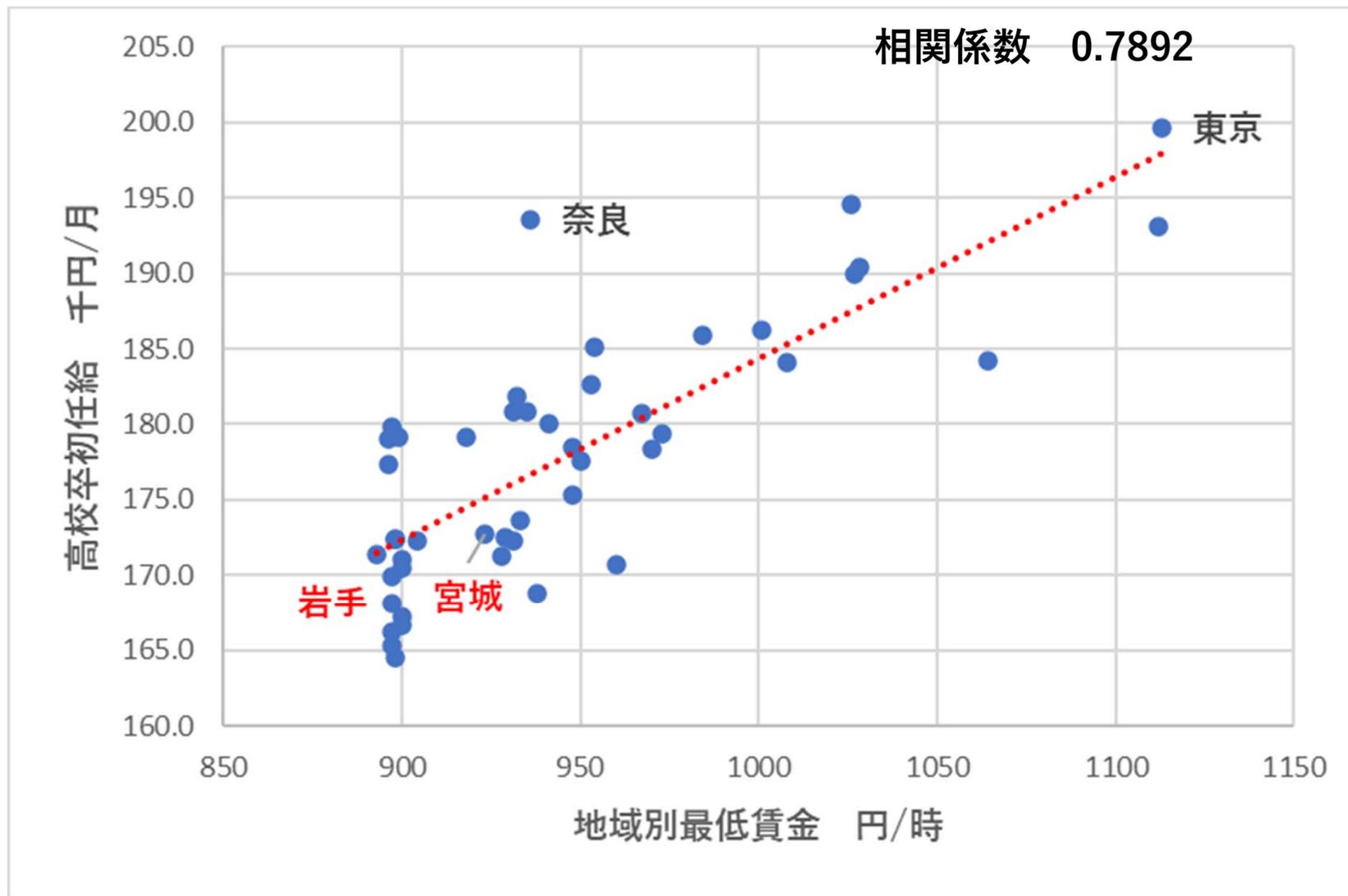


宮崎、  
鹿児島、  
佐賀を  
除いた  
場合

○地域別最低賃金と各地域の大卒初任給には強い相関が見られる。

(出所) 厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

## 地域最低賃金と高校卒初任給



○地域別最低賃金と各地域の高校卒初任給には強い相関が確認できた。

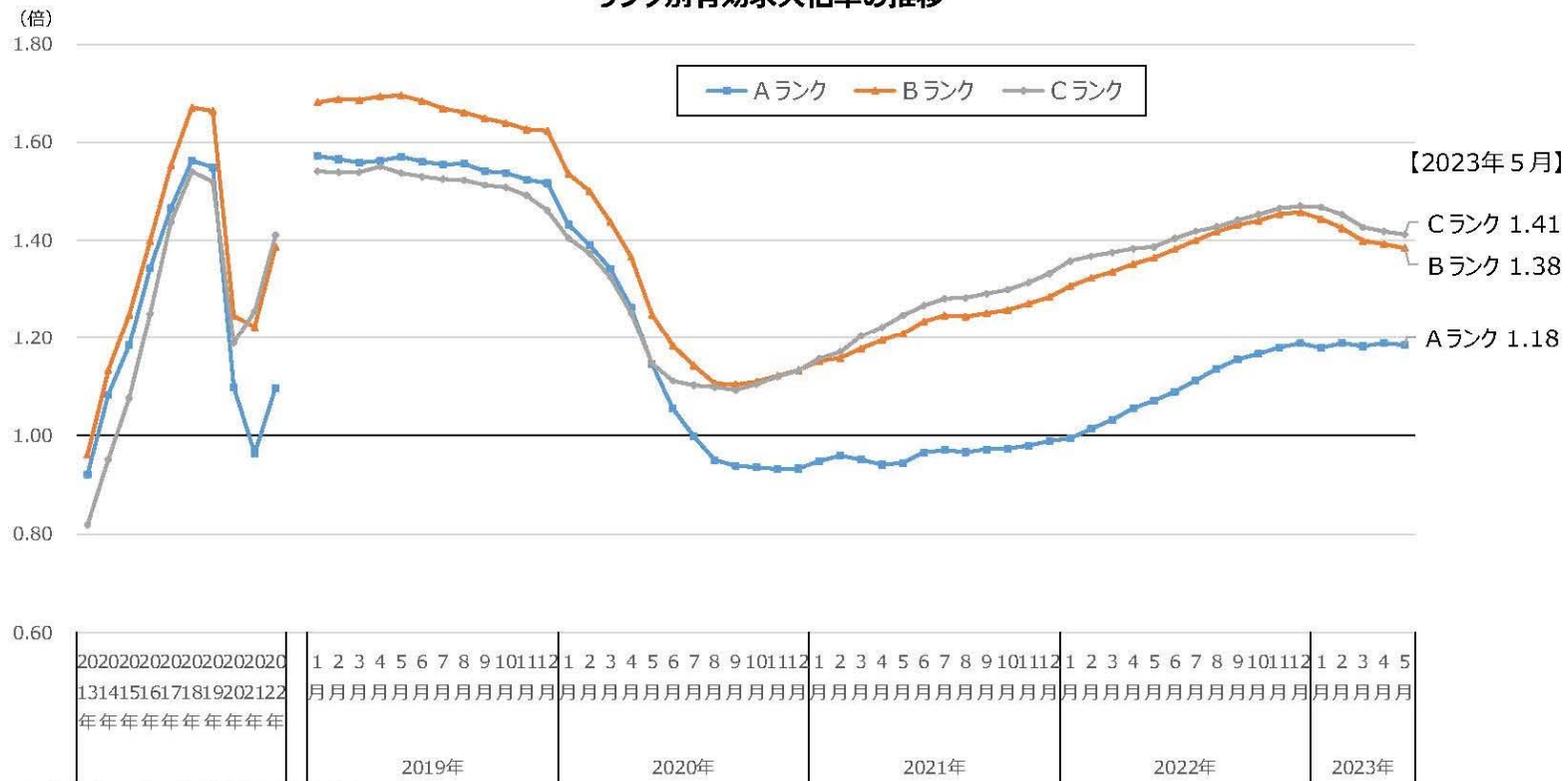
(出所) 厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

# 地域最低賃金と人手不足

## ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。
- Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。  
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。  
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

**Cランク地域では、人手不足が他の地域より厳しくなっている。**

(出所) 中央最低賃金審議会「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」2023.7.28参考資料より。<sup>12)</sup>